

令和3年(2021年)10月25日
産業労働部 労働雇用課 調査情報係
小林 弘一(課長) 福嶋 友幸(担当)
電話: 026-235-7119(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2476
FAX: 026-235-7327
E-mail: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

3 労雇号外

令和3年(2021年)10月14日

写

課 (室) 長
現 地 機 関 の 長
企 業 局 課 長
議 会 事 務 局 課 長
教 育 委 員 会 事 務 局 課 長
県 立 高 等 学 校 長 様
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長
私 立 高 等 学 校 長
特 別 支 援 学 校 長

産業労働部長

令和3年最低賃金改定の履行確保について(依頼)

最低賃金制度に基づく長野県の最低賃金が下記のとおり改定されたことに伴い、長野労働局長から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、周知用チラシを送付しますので、最低賃金について適切な履行が確保されるよう御配意願います。

なお、最低賃金が年度途中で改訂されましたので、貴課(所)事業において、業務委託先等で最低賃金法違反が発生することのないよう、重ねて御配意願います。

記

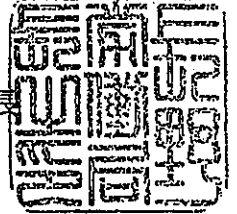
- 1 改定後の最低賃金時間額 877円(改定前849円から28円引き上げ)
- 2 発効年月日 令和3年10月1日

労働雇用課調査情報係
(課長)小林 弘一(担当)福嶋 友幸
電話 026-235-7119(内線2476)
FAX 026-235-7327
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

長野労発基 0901 第1号
令和3年9月1日

長野県知事 阿部 守一 殿

長野労働局長



令和3年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県最低賃金は、令和3年10月1日（金）から時間額877円に改正されます（現行849円）。この最低賃金は、最低賃金法により長野県内で働くすべての労働者に適用されるものであります。

つきましては、最低賃金法の趣旨を御理解いただくとともに、周知用チラシ等を同封いたしますので、関係部署への配付、広報誌への掲載等、長野県最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

また、最低賃金引上げに向けた支援制度についても広く周知いたしたく、添付の周知広報用例文又はテンプレート（長野県PRキャラクターを使用）を御参考に、広報誌等への掲載に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。テンプレートのデータが御入用の場合は、下のお問合せ先まで御連絡ください。

なお、広報誌等に掲載いただけた場合には、お手数ですが、下記担当まで該当ページの写しをお送りいただき、掲載時期が令和3年11月以降を予定される場合には、掲載時期をお知らせいただきたく、併せてお願い申し上げます。

最後に、民間企業へ業務委託等を行う際にも、最低賃金が年度途中で改定されたことにより、当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、適正な価格で契約金額の見直しを行うなど、特段のご配慮をお願い申し上げます。

※チラシ類に不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

お問合せ先	〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 長野労働局労働基準部 賃金室 Tel 026-223-0555 Fax 026-223-0591 e-mail chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp	担当 浜、鈴木
-------	---	---------

みんなチエツク！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

長野県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

877

28円
UP
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 

最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ
長野労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の
動画も
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

1 支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引き上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3



労働局に
事業実施結果
を報告



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援センター](#)

[検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援資金](#)

[検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。